

介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 0175800051

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン ナンホロフクシカイ 社会福祉法人 南幌福祉会		
主たる事務所の所在地	〒069-0238 北海道 都・道 府・県	空知郡南幌町元町2丁目2番2号		
	電話番号	011-378-1556	FAX番号	011-378-1526
事業所等の名称	フリガナ 名称	「別紙一覧表による」	提供するサービス	「別紙一覧表による」
事業所の所在地	〒 北海道			
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごと一括して提出する場合の一括して提出する事業所数				特定加算(Ⅰ) (1)事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				特定加算(Ⅱ) ()事業所

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(<input type="radio"/> Ⅰ <input checked="" type="radio"/> Ⅱ)		
② 賃金改善実施期間	令和元年11月～令和2年4月		
③ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算総額			3,180,380円
④ 賃金改善所要額(i-ii)			3,210,844円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	127,227,831円	
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	124,016,987円	
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)			151,372円・11人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	49,687,317円	
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	48,022,220円	
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	11人	
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者(実人数)		
⑥ 他介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 ・ 8万円等の賃金水準を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 ・ その他(
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	52,381,684円	
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	51,167,996円	
	viii) 当該事業所における他介護職員の人数	16人	
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金		
⑦ その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi)			36,895円・9人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	25,158,830円	
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	24,826,771円	
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	9人	
⑧ 賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。)	改善期間中に在職している職員に対し、改善期間最終月(令和2年4月)に一時金として特定処遇改善手当支給しました。		
	特養職員算出方法: ①グループ24,320円×6ヶ月、②グループ12,160円×6ヶ月、③グループ6,080円×6ヶ月		
	通所職員算出方法: ①グループ8,280円×6ヶ月、②グループ4,140円×6ヶ月、③グループ2,070円×6ヶ月		
	常勤以外の職員に対し、常勤者の金額を元に、労働時間から算出した割合で支給しました。		
	途中入職者に対しても、在職月数に応じて支給しました。		
	<「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方>		
	介護福祉士を有し、勤務年数10年以上の介護職員(他法人での勤務経験を含む。)※他法人の勤務経験は計画書提出時に在籍している職員に限る。		

- ※ ④ i)については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに増加した場合、当該職員と同等の勤務年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
- ※ 添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
- ※ 添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
- ※ 添付書類3: 計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。
令和2年7月29日 (法人名) 社会福祉法人 南幌福祉会 (代表者名) 理事長 山下 孝二 印

(担当者名)	総務部長 高橋 秀樹
(電話番号)	011-378-1556

介護職員等特定処遇改善実績報告書(指定権者内事業所一覧表)

法人名		社会福祉法人 南幌福祉会				
(北海道)						
介護保険事業所番号	事業所の名称	算定した特定加算区分	サービス名	介護職員等特定処遇改善加算額	賃金改善所要額	
0175800051	特別養護老人ホーム南幌みどり苑	特定加算 I	介護老人福祉施設	2,799,510円	2,996,640円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① 170,283円 (9.1人)	② 85,042円 (13.4人)	③ 42,125円 (7.3人)	
0175800051	特別養護老人ホーム南幌みどり苑	特定加算 I	短期入所生活介護 (介護予防含む)	169,900円	介護老人福祉施設と兼務	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
0175800051	南幌みどり苑デイサービスセンター	特定加算 I	通所介護	181,360円	214,204円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① 57,763円 (2人)	② 28,881円 (2.6人)	③ 14,440円 (1.7人)	
0175800051	南幌みどり苑デイサービスセンター	特定加算 I	総合事業 通所型	29,610円	通所介護と兼務	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
				円	円	
①②③それぞれの平均賃金改善額			① ()円 ()人	② ()円 ()人	③ ()円 ()人	
合計		-	-	A 3,180,380円	B 3,210,844円	

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。